第33回科学技術部会

平成18年7月27日

資料2-1

# 平成19年度科学技術関係施策および重点事項について(案)

平成18年7月27日 厚生労働省

## 第3期科学技術基本計画を踏まえた厚生労働省の取り組み

第3期基本計画(H18~22)と厚労省の関係

### 第3期基本計画

理念 国力の 源泉を 作る 人類の 健康と 英知を 安全を 生む 守る

### 政策目標

国民を悩ます病の克服

誰もが元気に暮らせる 社会の実現

国土と社会の安全確保

暮らしの安全確保

### 分野別推進戦略

■目標設定

- ・研究開発目標・成果目標を設定
- ■重要な研究開発課題
  - ・今後5年間に取り組むべき重要な課題を抽出
- ■戦略重点科学技術
  - ・今後5年間に集中投資すべき科学技術を選定
- ■研究開発の推進方策
  - ・取組を円滑に進め「活きた戦略」を 実現するための方策を明記

內閣府 総合科学技術会議



基づき施策を推進基本計画・分野別 推進戦略に

など

健康安全 の確保

厚生労働科学研究 推進の基本的考え方

(例)食の安全や 新興再興感染症 対策など

安全・安心で 質の高い 健康生活を 実現

(例)ゲノム研究成果を活用 した医薬品等の開発や 臨床研究基盤の整備など

先端医療 の実現

健康安心 の推進

(例)がん対策や 生活習慣病対策など 基本計画が示す理念及び 政策目標の実現に貢献

分野別推進戦略が示す重要な研究開発課題 及び成果目標等に向けて、着実に研究開発 を推進する。

戦略重点科学技術や研究 開発の推進方策が示す 科学技術や体制について 一層の充実を図る。

研究成果を <u>社会・国民へ還元</u>



## 「平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分 の方針」を踏まえた厚生労働省の取組み

### 平成19年度の資源配分方針の 基本的考え方



第3期科学技術基本計画を本格実行



イノベーション創出総合戦略に 基づく施策推進



優先すべき重点分野の 「選択と集中」



社会・国民に支持される 科学技術の実現

## 厚生労働省における取組み例

### 戦略重点科学技術に該当する科学技術の推進

- ・厚労省の各事業と戦略重点科学技術との関係を明確 化し、資源の重点配分等を目指す
- ・連携施策群を通じた各省連携の推進及び俯瞰図作成 への貢献

#### <戦略重点科学技術の例>

#### (ライフサイエンス分野

- ・臨床研究・臨床への橋渡し研究
- ・標的治療等の革新的がん医療技術
- ・新興・再興感染症克服科学技術
- ・国際競争力を向上させる安全な食料の生産・供給科学技術
- ・世界最高水準のライフサイエンス基盤整備

#### (環境分野)

・新規の物質・技術に対する予見的リスク評価管理

#### (ナノテク・材料分野)

・超早期診断と低侵襲治療の実現と一体化を目指す先端的 ナノバイオ・医療技術

### 制度に関する検討

- ・治験を含む臨床研究の推進
- ・早期執行などの研究費制度改善への取組み 等

### 分野別推進戦略に対するフォローアップ

・分野別推進戦略に設定された研究開発目標や成果目標との関係につき、H19年度概算要求前評価で確認

## 厚生労働省の平成19年度の科学技術施策の重点化について

・臨床研究・臨床への橋渡し研究 標的治療等の革新的がん医療技術

32



## 「戦略重点科学技術」

へ選択と集中

- → トランスレーショナルリサーチや、 治験など臨床研究の推進
- ──►「戦略型研究」の推進 【例】がん対策のための戦略研究 糖尿病予防のための戦略研究

科学技術の成果を国民へ 還元するために

## 連携施策群を通じた各省連携

難病患者・障害者等の自立支援等 生活の質を向上させる研究

医薬品・医療機器等の安全性を 確保するための研究

テロリズムを含む健康危機管理への対応に関する研究



## 「重要な研究開発課題」

として着実に推進



国民の生活と健康の安全を守るために

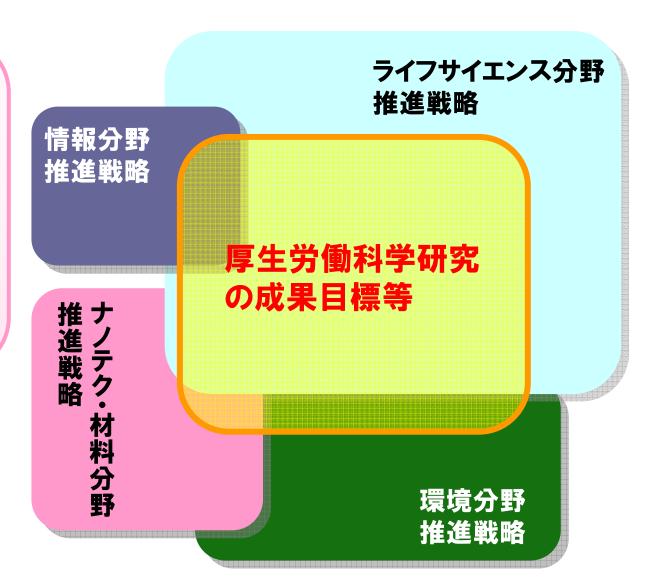
## 厚生労働科学研究の成果目標等と 分野別推進戦略について

厚生労働科学研究では、 4つの分野別推進戦略に 対して研究開発目標、成 果目標を登録



「研究事業に関する評価(予 算概算要求前の評価)」で は、それぞれの研究開発目 標等に対する進捗を確認





## 厚生労働省の主要な成果目標等について

### 分野別推進戦略における 重要な研究開発課題の例

### 研究開発目標の例

### 成果目標の例

健康安心の推進

がん、アレルギー・免疫疾患、 生活習慣病、骨関節疾患等の 予防・診断・治療

精神・神経疾患・感覚器障 害を含む難病の原因解明と 治療の確立 膵がんなどの難治がんの治療を含む、革新的ながんの予防・診断・治療技術を開発すると共に、標準的治療法の確立、がん患者の生活の質の改善を目指す。

地域における自殺率を減少させる介入方法及 び自殺未遂者の再発率を減少させる介入方法 を開発する。 がんの罹患率・死亡 率の減少

うつ病対策等による自殺率の低減

健康安全の確保

食品の安全確保と消費者の信頼確保に関する技術開発

感染症の予防・診断・治療

難病患者・障害者等の自立支援等 生活の質を向上させる研究

医薬品・医療機器等のリスク評価等 の研究 と畜場におけるBSE検査用高感度・迅速検査法、食品中に存在する食中毒菌等の迅速一斉検査法等を実用化する。

新型インフルエンザなどの新興・再興感染症について、 診断方法の確立や治療法の開発、国民に対する適切な 医療の確保を行う。

多様な難病の病態に関して情報収集し、適切な治療 法が選択できるような知的基盤を確立する。

ファーマコゲノミクスに基づく評価手法を確立する。

食品による健康被害事例の低減

エイズ・肝炎・新興再興感 染症から国民を守るため の研究の推進

難病に関する知的基盤を 基に治療方法を適切に評価

個人の遺伝情報に応じた 医療に有用な医薬品の承認

先端医療の実現

### 臨床研究の体制整備

ゲノム、RNA、タンパク質、糖鎖等の構造機能とそれらのネットワークの解明にもとづく生命現象の統合的な理解

拠点となる医療機関の臨床研究実施体制を整え、人材育成を行うことにより、治験を含む 臨床研究基盤を整備する。

日本人における主要疾患(高血圧・糖尿病・がん・認知症等)関連タンパク質を解析・同定し、その結果を活用して、医薬品の研究開発に資する疾患関連タンパク質データベースを構築する。

国民ニーズに合った安全かつ効果的な革新的医療の 臨床現場への速 やかな提供

## 厚生労働科学研究費補助金の 早期執行への取組み

## 早期執行を妨げる要因

## 執行の前提となる手続きが遅い

交付申請書等の内容を定める 告示(取扱規程)等の改訂が遅い

課題採択のための事前評価 委員会等の開催が4月を過ぎる

## 業務が集中し作業の遅延が発生する

作業が予算立案の時期と 重なり業務が遅延する

応募課題数や提出資料が多く 確認に多大な時間が必要

## 実施している取組み

### 関係規定の早期改訂

取扱規程 の公布日

H16	H16年5月11日
H17	H17年4月1日
H18	H18年3月31日

## 早期化

### 課題採択の前倒し

事前評価委員会を、予算の成立を前提に、4月前に前倒しして開催。



H18は交付基準額決定通知の大部分を 3月31日付けで決裁

### ファストトラックの導入

交付申請書提出期限を守った研究者に対して早期交付するため、派遣社員を雇用して集中的に事務処理。

H17年度は ▶244課題を 優先的に処理

### FA化の推進

国立高度専門医療センター及び国立試験研究機関に配分機能を段階的に移転。

→ H18年度は 3事業を移管

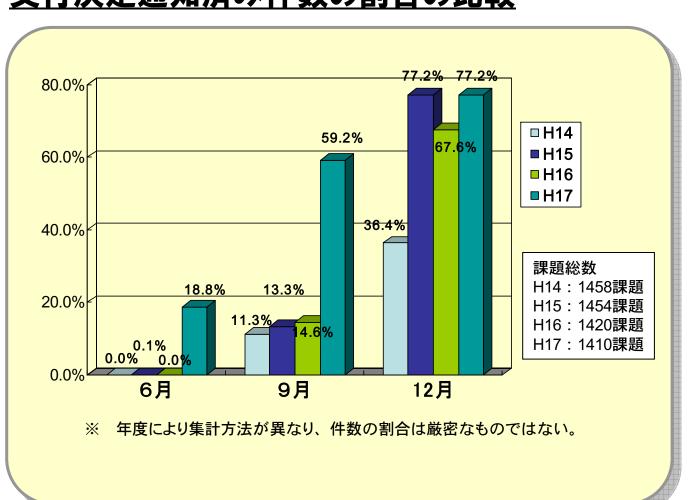
#### 研究開発管理業務のシステム化

Web上で研究者の課題応募及び交付申請 作成の支援。

H18年度から 2事業で実施

## 厚生労働科学研究費補助金の 早期執行の成果

## 交付決定通知済み件数の割合の比較



### 取組みの効果

年度中間(9月頃)の 交付決定通知済み 件数に顕著な改善



さらなる改善に 向けて今後とも 努力を継続

## 厚生労働科学研究費補助金の繰越に関する取扱い

## 現状

「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越の取扱いについて」(厚生科学課長決定)に基づき、<u>平成15年度の厚労科研費補助金より、翌年度</u>に繰越して執行できるようにしているところ。

## 利用実績

平成15年度に3件、平成16~18年度は0件。

## その後の経緯

- ・<u>文部科学省</u>「科学研究費補助金に係る歳出予算の 繰越しの取扱いについて(通知)」を発出。 <u>繰越事由の整備</u>を行う。(H18.4.1)
- ・ <u>平成19年度の資源配分方針</u>において、<u>繰越明許</u> <u>の適切な活用</u>が盛り込まれる。(H18.6.14)
- ・現在、厚生労働省においても、繰越事由の整備のために検討を進めているところ。

## 検討履歴

4月1日 文部科学省通知発出

4月19日 厚生科学審議会科学技術部会

にて委員指摘。「必要な手当

を検討中」と回答。

4月27日 文部科学省研究助成課担当者

訪問。経緯等を問い合わせ。

5月19日 改正案を省内各事業所管課に

説明。

6月14日 平成19年度資源配分方針で

繰越明許の適切な活用が盛り

込まれる。

## 厚生労働科学研究費補助金の不適正経理及び 研究上の不正等に対する取組みについて

## 不適正経理に関する対応状況

厚生労働科学研究費補助金については、平成17年度より、不適正経理を行った研究者に対して、補助金の返還を求めるとともに、2~5年間の補助金の支給の制限を行っているところ。

「競争的研究資金制度の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(各省申し合わせ)に基づき、平成18年度の「厚生労働科学研究費公募要項」(H17.10.31)又は「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」(H18.3.31)において、

- ① 不正受給を行った研究者の情報等を、他省の競争的研究資金担当者に情報提供すること
- ② 他制度で不正経理を行った研究者に対して厚労科研費の支給を制限することを定め、指針の趣旨を反映させた。

## 研究上の不正に関する対応状況

- ・総合科学技術会議本会議にて「研究上の不正に関する適切な対応について」検討。総合 科学技術会議議長より厚生労働大臣宛に、これを踏まえた対応を期待する旨、意見具申 がなされた。(H18.2.28)
- ・文部科学省において「研究活動の不正行為に関する特別委員会」開催。(H18.3.17~6.13)研究活動における不正行為への対応について検討がなされ、パブリックコメントを実施。(H18.7.8~)
- ・特別委員会において検討されたガイドライン等を踏まえ、厚生労働科学研究費補助金及 び各研究機関における、研究上の不正への対応のあり方を検討中。